

2025年1月31日



公式キャラクター
はまなか あい

プレスリリース



SB I マネープラザ株式会社との2店舗目となる共同店舗運営開始について
～多様化・高度化する資産運用ニーズにワンストップでお応えします～

福島銀行（取締役社長 加藤 容啓）は、株式会社SB I 証券（代表取締役社長 高村 正人、以下「SB I 証券」という。）の子会社であるSB I マネープラザ株式会社（代表取締役執行役員社長 太田 智彦、以下「SB I マネープラザ」という。）と、2025年4月より、福島県会津若松市の会津支店内において新たに共同店舗の運営を開始することとなりましたのでお知らせいたします。なお、本件に関連して、2025年1月17日付プレスリリースも併せてご覧ください。

※2025年1月17日プレスリリース：[SBIマネープラザ株式会社との2店舗目となる共同店舗運営の基本合意について](#)

1. 背景／目的

当行は2020年1月より、福島県郡山市においてSB I マネープラザとの共同店舗「福島銀行SB I マネープラザ郡山」の運営を行っております。SB I 証券のインターネットチャンネルでの豊富な商品ラインナップの他、対面ならではの付加価値の高い多様な金融商品・サービスを提供しております。

今回、2店舗目となる会津若松市内においての共同店舗の運営開始により、これまで以上に多くのお客様に、対面による質の高いコンサルティングを通じて、多様化・高度化する資産運用ニーズにワンストップでお応えしてまいります。

2. 共同店舗概要

名称	福島銀行SB I マネープラザ会津
営業開始日	2025年4月14日（月）
所在地	福島県会津若松市大町 1-6-22（福島銀行 会津支店内）
営業時間	平日 9：00 ～ 15：00 （休業日：土・日・祝日および12月31日～1月3日）
取扱業務	金融商品仲介業務

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 営業企画課 TEL024-525-2584

報道機関のお問合せ先
総合企画部 経営企画課 広報室 金成 TEL 024-525-2973

■株式会社福島銀行

・登録金融機関

登録番号：東北財務局長（登金）第 18 号／加入協会：日本証券業協会

・委託金融商品取引業者：

株式会社 SBI 証券（関東財務局長（金商）第 44 号）、商品先物取引業者

／加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会

野村證券株式会社（関東財務局長（金商）第 142 号）

／加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、

■SBI マネープラザ株式会社

・第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

登録番号：関東財務局長（金商）第 2893 号

／加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

・金融商品仲介業者

登録番号：関東財務局長（金仲）第 385 号

・所属金融商品取引業者：

株式会社 SBI 証券（関東財務局長（金商）第 44 号）、商品先物取引業者

／加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会

野村アセットマネジメント株式会社（関東財務局長（金商）第 373 号）

／加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【金融商品仲介業務に関するご確認事項】

- ・当行は、金融商品仲介を行う登録金融機関として、株式会社 SBI 証券を委託金融商品取引業者として金融商品仲介を行っています。
- ・金融商品仲介における金融商品等は、預金ではなく預金保険制度の対象ではありません。また、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ・ご購入いただいた金融商品等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預かりのうえ、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破たんした際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保全されます。万一、委託金融商品取引業者が破たんした際に、分別管理に不備がありお客さまの資産を返還できなくなった場合「投資者保護基金」によりお客さま 1 名あたり 1,000 万円まで補償されます。
- ・当行は委託金融商品取引業者とは別法人であり、金融商品仲介のご利用にあたっては、委託金融商品取引業者の証券口座の開設が必要です。（金融商品仲介の口座開設をお申し込みいただくと、お取引口座は委託金融商品取引業者に開設されます。）
- ・当行には委託金融商品取引業者のお客さまとの契約締結に関する代理権はありません。従って、委託金融商品取引業者とお客さまとの間の契約の締結権はありません。
- ・当行において金融商品仲介取引をされるか否かが、お客さまと当行の預金・融資等のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での預金・融資等のお取引内容が金融商品仲介に影響を与えることはありません。
- ・当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介における金融商品等やサービスは、委託金融商品取引業者によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ・金融商品仲介における金融商品等は、金利・為替・株式相場の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失を生じるおそれがあります。
- ・お取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- ・同じ投資信託でも当行での店頭での取り扱いと、委託金融商品取引業者による取り扱いとでは手数料が異なる場合があります。
- ・各金融商品等のリスク及び手数料等の情報の詳細および最良執行方針については、委託金融商品取引業者ホームページにてご確認ください。
- ・各金融商品等のお取引に際しては、委託金融商品取引業者より交付される契約締結前交付書面、目論見書または約款等の内容を必ずご確認ください。投資判断はご自身でされるようお願い申し上げます。